

越監告示第 24 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 6 日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 前田 一博

記

- 1 監査対象及び執行期間  
農林整備課 令和 2 年 5 月 18 日（月）～5 月 20 日（水）

2 措置状況

表 題	金華山グリーンランドの指定管理業務について
監査の結果	<p>&lt;指摘事項&gt; オートキャンプの利用及びバーベキュー用の焼肉台やU字溝、鉄板等の備品の貸出し等について、指定管理者(金華山林業振興組合、R1 委託料決算額：6,680 千円)が自主事業 (R1 決算額 1,650 千円) として行っているが、当該業務は施設の設置目的を果たすためのもので、指定管理業務として行うのが適切と考える。従って、地方自治法第 210 条（総計予算主義の原則）及び第 225 条（使用料）に基づき必要な規定の整備を行い、適切な委託費用の算定に改めるよう検討されたい。</p>
措置の内容	<p>ご指摘のありました各自主事業の取り扱いにつきましては、当該施設の設置及び管理条例に基づいて、指定管理業務と組合自主事業の区別を明確化及び事業費用の精査を行い、当該施設の継続的安定的運営が図れるよう、適切な委託費用の算定といたします。</p>